

平成24年（2012年）第7回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成24年12月3日（月曜日）

招集年月日 平成24年12月3日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成24年12月3日（月）

応招議員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑 正量	15番	川端龍雄
16番	平野倭規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

不応招議員

10番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
総 務 課 長	中場 幹	財 政 課 長	堀 秀俊
紀伊長島総合支所長	世古雅則	教 育 委 員 長	大和秀昭
教 育 長	安部正美		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	書 記	玉本真也

議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議長辞職の許可

追加議事日程（第1号の1）

- 第1 発議第4号 議長の選挙

追加議事日程（第1号の2）

- 第2 副議長辞職の許可

追加議事日程（第1号の3）

- 第3 発議第5号 副議長の選挙
- 第4 発議第6号 常任委員会委員の選任について

追加議事日程（第1号の4）

- 第5 発議第7号 議会運営委員会委員の選任について
- 第6 発議第8号 三重紀北消防組合議会議員の選挙
- 第7 発議第9号 紀北広域連合議会議員の選挙
- 第8 発議第10号 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙
- 第9 発議第11号 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙
- 第10 推薦第2号 農業委員会委員の推薦について
- 第11 議案第58号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加議事日程（第1号の5）

- 第12 閉会中の継続調査申出書

会議録署名議員

4番 太田哲生

5番 瀧本 攻

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

平野倅規議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

なお、10番 東 篤布君から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまから、平成24年第7回紀北町議会臨時会を開会します。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

朗読は省略させていただきます。

なお、本日の臨時会においては、行政番組まちの話題の収録のため、ZTV及び企画課職員による撮影等を許可することといたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1

平野倅規議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に

4番 太田哲生君

5番 瀧本 攻君

のご両名を指名いたします。

日程第2

平野倅規議長

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平野倅規議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

平野倅規議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る11月26日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。

まず、本臨時会において付議された事件は、議長辞職の許可であります。

辞職の許可が認められたら、直ちに議長選挙が行われるため、議長の選挙の議案が追加され、その後、新たに就任された議長に対し、副議長の辞職願が提出されることとなります。

なお、副議長辞職の許可のほか、議会の組織構成に関する議案が追加される予定でありますので、ご了承ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。平成24年度普通会計の10月分及び平成24年度水道会計の10月分について、同条3項の規定により監査委員から報告を受けております。

また、地方自治法第199条の第1項及び第4項の規定による平成24年度定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。

報告書は、議会図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、山岡副町長、大和教育委員長、安部教育長、中場総務課長、堀財政課長、世古支所長の出席がありましたのでご報告します。

次に、本日10時15分頃に全国瞬時警報システムを活用した緊急地震速報の対応訓練が全国的に実施されますことから、当町においても、防災行政無線でチャイムと警報が流れると伺っておりますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程にもありますように、本会議における私の職務は終わりました。

ここで、副議長と交替いたします。

家崎仁行副議長、よろしく願いいたします。

家崎仁行副議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 9時 34分)

家崎仁行副議長

ただいま、議長より交替の指名がありましたので、新議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議事を運営いたします。何とぞご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは議事を進めます。

日程第4

家崎仁行副議長

議長、平野倅規君から議長の辞職願が提出されました。

日程第4 議長辞職の許可を議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象となりますので、平野倅規君の退場を求めます。

(平野倅規議員：退場)

家崎仁行副議長

それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

谷議会事務局長。

谷 吉希議会事務局長

それでは、辞職願を朗読させていただきます。

平成24年11月20日

紀北町議会副議長 家崎仁行 様

紀北町議会議長 平野倅規

辞職願

このたび、一身上の都合により、平成24年11月30日をもって、議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

家崎仁行副議長

お諮りします。

平野倅規君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行副議長

異議なしと認めます。

したがって、平野倅規君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

平野倅規君の除斥を解きます。

(平野倅規議員：入場)

家崎仁行副議長

平野倅規君、ただいま議長の辞職が許可されました。

ここで議長退任の挨拶をお願いいたします。

平野倅規君。

16番 平野倅規議員

昨年、議員の皆様にご選任をいただき、町民の皆様のご信頼を得る議会として、心掛けてまいりました。徐々にではありますが、議会改革にも努め、その中で議員定数の問題や庁舎移転問題に取り組み、皆様方には、この1年、多大なご協力を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。また、行政の執行部の皆様には、ご協力いただき、大過なく過ごせましたことは、本当に感謝を申し上げる次第でございます。今後は議員として、町民の皆様のいろいろなお考えを少しでも多く把握し、行政に反映して、皆様に寄与できるよう、がんばりたいと思っております。今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

家崎仁行副議長

議長の職務、どうもご苦勞様でございました。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議長の選挙を行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行副議長

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

それでは、追加議事日程並びに追加議案を配付します。

(追加議事日程・議案の配付)

家崎仁行副議長

配付漏れはありませんか。

追加日程第1

家崎仁行副議長

追加日程第1 発議第4号 議長の選挙を行います。

改めて申し上げるまでもなく、本件は地方自治法第103条第1項の規定による選挙であり、同法第118条第1項により公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

選挙は投票で行います。

会議規則第28条の規定により、議場の出入口の閉鎖をします。

(議 場 の 閉 鎖)

家崎仁行副議長

ただいまの出席議員は17名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に18番 北村博司君、17番 中本 衛君のご両名を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

なお、念のため申し上げます。投票は単記無記名をお願いいたします。

(投 票 用 紙 の 配 付)

家崎仁行副議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投 票 箱 の 点 検)

家崎仁行副議長

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、議席番号1番の奥村 仁君から順番に投票をお願いいたします。

(投 票)

家崎仁行副議長

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

続いて開票を行います。

北村博司君、中本 衛君、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

家崎仁行副議長

立会人の方、ご苦労さまでございました。

(立 会 人 着 席)

家崎仁行副議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数17票

うち有効投票17票

無効投票0票です。

有効投票のうち

北村博司君 10票

瀧本 攻君 6票

中津畑正量君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であります。

したがって、北村博司君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 の 閉 鎖 を 解 く)

家崎仁行副議長

ただいま、議長に当選されました北村博司君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、議長の当選人となったことを告知いたします。

それでは、議長受諾につき、ご挨拶をお願いいたします。

北村博司君。

北村博司新議長

あらためて、おはようございます。ただいま、厳選な選挙の結果、当選させていただきました。新町になって3年ぶり、二度目の議長就任でございます。いささか感無量でございます。3年前に就任させていただいたときから、懸案でありました、地方自治法第4条に基づく事務所の変更条例が1週間前に厳しい議論の中で議会のご同意が、皆様のご同意がありました。この議論の中で、位置変更条例が終わりではなく、これからがスタートだと、私は本心から思っております。これから、よく住民の一体化に向けて、議会も先頭に立って取り組むべきであります。新しい紀北町が、本当のスタートがこれからだと思っております。

いろいろ庁舎移転後におけるご懸念が討論の中で数々ございました。それは理事者はもちろんですが、私どもの責任でもあります。その住民の懸念を払拭する、それが私どもに課せられた使命であろうと思っております。有権者の中から議会に対する厳しいご意見がございます。それをまた私どもが真剣に取り組んでいく責任がございます。

二元代表制とよく言われますけれども、現実には二元代表制を貫くためには理事者が提案された議案に、単に賛成、反対を表明するだけではなしに、政策提言をする機関にならなければならないと思っております。それと、開かれた議会、公開はされておりますけれども、有権者の前へ出て、直接お声を聞き、それを町政に反映してこそ、議会の責任だろうと思っております。大変残念ですけれども、政策提言としての機能はやや足りないかなと。自らの責任も踏まえて、そう感じております。そのために、より一層の議会改革を今任期中に推進いたしたいと思っております。皆様にお約束いたします。議会改革のさらなる前進、具体的な、町民に目に見える形で議会改革を推進してまいりたいと思っております。どうか、皆様方のお力添え、お願いいたしたいと思っております。

よく野田総理が言われて、一般的には有名になりましたけれども、ノーサイドという言葉がございます。私も少々ラグビーをやっておりましたので、これはラグビーの言葉です。激しい闘争、試合中、どんなことも起こります。しかし、いったん試合が終わったら、ノーサイドとラグビーでは言います。他の野球やその他の諸々のスポーツは大体ゲームセットですけれども、つまり、それくらい、敵味方に分かれて、激しい戦いをしたけれども、いったん結論が出たら、

同じ仲間になる。これがノーサイドの精神です。どうか、皆様方もノーサイドの精神で、私と一緒に議会改革を前へ進めて行っていただくことを、衷心よりお願い申し上げまして、ご挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

家崎仁行副議長

以上をもって、私の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

議長、議長席にお着き願います。

家崎仁行副議長

10時10分まで休憩いたします。

(午前 9時 54分)

北村博司議長

それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

(午前 10時 10分)

北村博司議長

ただいま、休憩中に家崎仁行君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の許可の件を日程に追加し、配付しました議事日程のとおり、追加日程第2として議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の許可の件を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第2

北村博司議長

追加日程第2 副議長辞職の許可を議題といたします。

本件につきましても、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、家崎仁行君の退場を求めます。

(家崎仁行議員：退場)

北村博司議長

それでは、議会事務局長に辞職願を朗読させます。

谷議会事務局長。

谷 吉希議会事務局長

それでは、辞職願を朗読させていただきます。

平成24年12月3日

紀北町議会議長 北村博司様

紀北町議会副議長 家崎仁行

辞職願

このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

北村博司議長

お諮りいたします。

家崎仁行君の副議長辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、家崎仁行君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

家崎仁行君の除斥を解きます。

(家崎仁行議員：入場)

北村博司議長

家崎仁行君、ただいま、副議長の辞職が許可されました。

ここで副議長退任のご挨拶をお願いいたしたいと思います。

家崎仁行君。

7番 家崎仁行議員

この1年、平野議長とともに大過なく全うできましたのも、議員の皆様、行政の皆様方のご指導、ご鞭撻の賜物と感謝申し上げます。今後も町政の発展と、議会前進のため一層の尽力をしてまいりたいと思っておりますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

げまして、退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

北村博司議長

1年間、副議長の職務、大変ご苦勞さまでございました。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。なお、委員会条例第1条の規定による、常任委員会委員の選任もあわせて日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、副議長の選挙と常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、追加議事日程並びに追加議案を配付いたさせます。

(追加議事日程・追加議案の配付)

北村博司議長

配付漏れはありませんでしょうか。

配付漏れなしと認めます。

追加日程第3

北村博司議長

追加日程第3 発議第5号 副議長の選挙を行います。

本件も、地方自治法第103条第1項の規定による選挙であり、同法第118条第1項により公職選挙法の一部の条項が適用されることとなります。

選挙は投票で行います。

会議規則第28条の規定により、議場の出入口を閉鎖いたします。

(議 場 の 閉 鎖)

北村博司議長

ただいまの出席議員は17人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に16番 平野倅規君、14番 中津畑 正量君のご
両名を指名いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

11番 東 清剛君。

11番 東 清剛議員

今、緊急地震速報が、警報が発令されたとのことですが、このまま議事を進行します
か。

北村博司議長

お答えいたします。この場で暫時休憩いたします。

訓練ですので、J-A L E R Tのチェックで、5分程度で終わるそうですので。

(午前 10時 17分)

北村博司議長

休憩前に引き続いて会議を開きます。

(午前 10時 19分)

北村博司議長

先ほど、立会人の指名までさせていただきましたので、それに引き続いて。

それでは、投票用紙を配付します。

なお、念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。

(投票用紙の配付)

北村博司議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたさせます。

(投票箱の点検)

北村博司議長

投票箱の異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、議席番号1番の奥村 仁君から順番にお願いいたします。

(投 票)

北村博司議長

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて開票を行います。

平野倅規君、中津畑 正量君、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

北村博司議長

立会人の方、ご苦労様でございました。席にお戻りください。

(立 会 人 着 席)

北村博司議長

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数17票

うち有効投票17票

無効投票0票です。

有効投票のうち

玉津 充君 12票

平野隆久君 2票

中津畑 正量君 1票

東 清剛君 1票

中本 衛君 1票

計17票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票であります。

したがって、玉津 充君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 の 閉 鎖 を 解 く)

北村博司議長

ただいま、副議長に当選された玉津 充君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、副議長の当選人になったことを告知いたします。

それでは、副議長受諾につき、ご挨拶をお願いいたします。

玉津 充君。

玉津 充副議長

皆様のご指名をいただきまして、身に余る光栄と存じます。誠に微力ながら、議長をお支えし、一生懸命がんばりますので、皆様のご協力をお願いいたします。簡単ですが、挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

北村博司議長

玉津 充副議長、よろしくお願ひ申し上げます。

追加日程第4

北村博司議長

次に、追加日程第4 発議第6号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになります。

お諮りします。

各常任委員会委員については、お手元に配付した名簿のとおり総務財政常任委員会委員に、東 貴雄君、太田哲生君、家崎仁行君、平野隆久君、中本 衛君、北村の6人であります。

教育民生常任委員会委員に、奥村 仁君、瀧本 攻君、入江康仁君、奥村武生君、東 篤布君、東 清剛君の6人。

産業建設常任委員会委員に、樋口泰生君、玉津 充君、松永征也君、中津畑 正量君、川端龍雄君、平野倅規君の6人。

以上のとおり指名いたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員につきましては、ただいま議長が

指名したとおり選任することに決定いたしました。

北村博司議長

なお、次の日程を議題とするにあたり、ここで午後1時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

(午前 10時 29分)

北村博司議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 00分)

北村博司議長

まず、各常任委員会における正副委員長の互選結果について報告いたします。

総務財政常任委員長に 家崎仁行君

同じく副委員長に 東 貴雄君

教育民生常任委員長に 入江康仁君

同じく副委員長に 奥村 仁君

産業建設常任委員長に 樋口泰生君

同じく副委員長に 中津畑 正量君

以上のとおり決定いたしました。

お諮りします。

委員会条例第5条の規定による議会運営委員会委員の選任、あるいは地方自治法の規定に基づく一部事務組合議会の議員の選挙が必要であることから、ただいま、お手元に配付いたしました追加議事日程第1号の4のとおり、これを日程に追加し、追加日程第5から第11とし、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、追加日程第5ほか6件については、日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5

北村博司議長

追加日程第5 発議第7号 議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

議会運営委員会委員の選任についても、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになります。それでは指名いたします。

議会運営委員について、委員会条例第8条第1項の規定により、奥村 仁君、東 清剛君、平野隆久君、中津畑 正量君、平野倅規君、中本 衛君、以上の6人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した6人を議会運営委員会委員に選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議会運営委員会委員には、ただいま議長が指名した6人を選任することに決定いたしました。

北村博司議長

ここで、正副委員長の互選を行うため、午後1時15分まで休憩いたします。

(午後 1時 02分)

北村博司議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 15分)

北村博司議長

それでは、正副委員長の互選結果をご報告いたします。

議会運営委員会委員長に 平野隆久君

同 じ く 副 委 員 長 に 中津畑 正量君

以上のとおり決定いたしました。

追加日程第6～追加日程第9

北村博司議長

お諮りします。

追加日程第6 発議第8号から追加日程第9 発議第11号までの4件につきましては、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、追加日程第6ほか3件については一括議題とすることに決定いたしました。

追加日程第6 発議第8号 三重紀北消防組合議会議員の選挙

追加日程第7 発議第9号 紀北広域連合議会議員の選挙

追加日程第8 発議第10号 東紀州農業共済事務組合議会議員の選挙

追加日程第9 発議第11号 荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙

の4件を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

三重紀北消防組合議会議員に、瀧本 攻君、家崎仁行君、奥村武生君、北村博司の4人。

紀北広域連合議会議員に、入江康仁君、家崎仁行君、東 清剛君、松永征也君、平野隆久君、北村博司の6人。

東紀州農業共済事務組合議会議員に、樋口泰生君、中本 衛君の2人。

荷坂やすらぎ苑組合議会議員に、奥村 仁君、東 貴雄君、入江康仁君、中津畑 正量君、平野倅規君の5人をそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名した被選挙人を、それぞれの組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名した被選挙人がそれぞれの組合議会議員に当選されました。

当選人が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、それぞれの組合議会議員の当選人になったことを告知いたします。

追加日程第10

北村博司議長

次に、追加日程第10 推薦第2号 農業委員会委員の推薦について議題といたします。

お諮りします。

推薦の方法については選挙によることとし、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、推薦の方法は選挙によることとし、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名方法は、議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

議会推薦の農業委員は2名とし、入江康仁君、川端龍雄君のご両名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、指名した2人を議会推薦の農業委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は2人とし、ただいま議長が指名した、入江康仁君、川端龍雄君のご両名を推薦することに決定しました。

追加日程第11

北村博司議長

次に、追加日程第11 議案第58号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、太田哲生君の退場を求めます。

(太田哲生議員：退場)

北村博司議長

それでは、提案者より提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第58号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。議会の申し合わせにより、議員のうちから選任された委員が11月30日の任期をもって、退職願が提出されたことにより、新たに議会から推薦があった者について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議員のうち選任する者につきましては、住所 紀北町海山区相賀296番地、氏名 太田哲生氏、生年月日 昭和24年2月14日であります。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

北村博司議長

以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発 言 す る 者 な し)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第11 議案第58号 紀北町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

太田哲生君の除斥を解きます。

(太 田 哲 生 議 員 : 入 場)

北村博司議長

太田哲生君、ただいま監査委員の選任について、同意がされました。監査委員就任の挨拶をお願いいたします。

太田哲生君。

4番 太田哲生議員

ただいま監査委員の選任に同意をいただき、ありがとうございます。監査委員の役割を十分認識し、監査業務の遂行に全力を尽くします。皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

北村博司議長

ありがとうございました。よろしくお願いします。

北村博司議長

この場で暫時休憩いたします。

閉会中の継続審査の調査の申出書の作成がありますので、しばらく休憩いたします。

(午後 1時 23分)

北村博司議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時 25分)

北村博司議長

各常任委員長並びに議会運営委員長などから閉会中の継続調査申出書の議案が提出されております。

お諮りします。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から挨拶の申し出がございますので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

本日は臨時会招集請求に基づきまして、臨時会を招集させていただきましたところ、多数のご出席を賜り誠にありがとうございます。

平野前議長、家崎前副議長におかれましては、1年間にわたり種々ご指導を賜りましたことを衷心からお礼を申し上げます。ご苦勞様でございました。また、本日の臨時会におきまして、議長、副議長をはじめ各委員等が新たに選任をされました。今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、私も町長に就任いたしましてから3年が経過いたしました。これまで各種施策や事業、様々な問題や課題等につきまして、すべては住民目線で、すべては住民とともにを基本方針として、行政運営を果たしてまいりました。しかしながら、住民の皆様からまだまだ住民の声が反映されていないとのお叱りもいただいております。今後は、本日、新たに就任されました、北村博司議長、玉津 充副議長をはじめ議員の皆様方のご理解とご協力を得まして、町民の皆様方とともに、様々な重要課題に対し、力を合わせ、さらなる紀北町の一体感の醸成に取り組んでまいりたいと考えておりますので、これまで以上、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。本日の臨時会の閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

北村博司議長

それでは、閉会にあたりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本日は議員各位のご協力を賜り、新たなる紀北町議会としての組織の議決をいただき、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

12月定例会につきましては、11月30日に告示され、12月7日招集とのことであります。早速に議会運営委員会を開催していただくこととなりますが、各常任委員会におかれましても、今後において、積極的な委員会活動を期待いたしております。よろしくお願いいたします。

私といたしましては、本町の発展と町民福祉の推進に誠心誠意、努力いたすとともに、議会運営にあたっては、住民を代表する意思決定機関としての機能を果たすため、最善の努力を尽くしてまいりたいと決意する次第であります。

そのためにも、より多くの町民の皆様方のご意見をいただきながら、尾上町長をはじめ理事者とともに、地域独自の創意に基づくまちづくりに向け、議会もがんばってまいる所存でございます。

います。

執行機関に置かれましても、より一層のご協力をお願い申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

北村博司議長

それでは、これで平成24年第7回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午後 1時 29分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 24年 12月 3日

紀北町議会議長 平野倅規

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会副議長 家崎仁行

紀北町議会議員 太田哲生

紀北町議会議員 瀧本 攻